

「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況について

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成25年度の取組	平成25年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価※ 【A～D】	左記以外で実施した取組	
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する							
(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所における学力査定体制の整備 少年鑑別所における学習用教材の充実 少年院在院者に対する重点対象者の再鑑別の拡充 少年鑑別所における保護観察所からの依頼鑑別の実施状況の分析・改善 少年の一連の処遇過程を縦貫して少年鑑別所の鑑別機能を発揮する体制の検討 少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所6庁及び少年院5庁において、学力査定の試行を行い、その結果を踏まえ、学力査定体制の整備に向けた準備を進めた。 少年鑑別所在院者の能力等を考慮した学習用教材を作成し、少年鑑別所全庁において使用を開始した。 少年院在院者の重点対象者の再鑑別について、少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境の調整等の充実強化の取組に取り込む形で全国に拡大して実施することを決定した。 少年鑑別所における保護観察所からの依頼鑑別の実施状況を取りまとめた結果、効果的に活用されている状況を確認し、引き続き、保護観察所との連携強化を図るよう周知した。 少年鑑別所において、平成25年8月から法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用を開始した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 学力査定の効果的な在り方について引き続き検討する。 学習用教材の有効な活用の推進を図る。 少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境調整等の充実強化に向けた効果的な再鑑別を推進する。 依頼鑑別等を含め、保護観察所との連携強化を推進する。 法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用の定着と少年院や保護観察所における効果的な活用を推進する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院におけるチームティーチング(※2)体制の効果検証及び実施施設の拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 実施庁を1庁拡大し、全5庁でチームティーチング(※2)体制を構築し、実施した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 少年院のチームティーチング(※2)体制を検証しつつ、実施体制の充実を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院の指導重点施設における集中指導の継続・効果の検証 少年院と保護観察所との連携方策の策定 少年院における指導職員の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 重点指導施設4庁における集中指導を継続するとともに、指導の効果を検証した。 重点指導施設4庁における集中指導の前後等に、更生保護官署に対して、指導の状況等について情報を提供した。 研修教材(指導者用引き及びDVD)を作成し、指導職員の育成を図った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 効果検証の充実化を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラムの試行 	<ul style="list-style-type: none"> 発達上の課題を抱える少年に対する総合的な処遇プログラムを策定し、実施に当たっての具体的な課題を明らかにした。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 実施に当たっては、効果検証の仕組みを構築する必要がある等、明らかとなった課題を踏まえ、策定した処遇プログラムに改良を加える。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における処遇課程(※3)の検証及び改編の検討 少年院の教育課程(※4)、個別の処遇計画(※5)及び個別の処遇計画(※6)制度の改訂案の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の処遇計画(※6)制度について、成績経過記録表の新様式の試行を少年院12庁で実施し、試行結果を改訂案の策定作業の参考とした。 少年院等から意見聴取し、処遇課程(※3)、教育課程(※4)、個別の処遇計画(※5)の改訂作業を進めた。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 処遇課程(※3)、教育課程(※4)、個別の処遇計画(※5)制度について、少年院法施行に向けて改訂作業を進める。
			<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設のパイロット施設において、薬物依存に関する専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行を実施した。 刑事施設におけるグループワーク実施体制の整備のため、刑事施設8庁に教育専門官の配置を拡充した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行結果を踏まえたプログラム及びツールの改良と、それに応じた刑事施設における実施体制を整備する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における学習支援の効果検証 刑事施設における教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等により、教科指導を充実させ、教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 少年院において、高等学校卒業程度認定試験の有用性を周知した結果、受験者数及び合格者数が増加した(平成25年度受験者数:538名、合格者数:169名)。 刑事施設における教育支援スタッフの活用や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備を継続し、教科指導の充実を図った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校卒業程度認定試験の一部科目の変更に対応した指導体制の充実を図る。 少年院において、年少少年に対する基礎学力向上の方策を検討する。 刑事施設において、引き続き教科指導の充実を図るとともに、就労に必要な基礎知識等を身に付けさせるための仕組みを検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 処遇ケース検討会の継続的な実施 少年院と保護観察所、地方更生保護委員会との連携体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 少年院在院者の処遇及び生活環境の調整等について、少年院と保護観察所、地方更生保護委員会等との行動連携の充実を図るため、処遇ケース検討会を継続的に開催した(開催回数60回)。 ケース検討及び保護調整実施のため、全国の矯正管区及び少年院41庁にテレビ遠隔通信システムを整備した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 処遇ケース検討会を継続して実施するとともに、効果の検証を行う。処遇ケース検討会を継続して実施するとともに、効果を検証する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院と保護観察所との行動連携の継続実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> 少年院職員と保護観察所職員による少年院在院者の処遇及び生活環境の調整等の充実強化に関する継続的な処遇協議の実施や、相互に少年院在院中や保護観察中の処遇に関わるなど、少年院在院者の処遇及び生活環境の調整等の充実強化に関する試行を踏まえ、全国で実施するための通知を発出した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 行動連携の実情の把握及び課題の整理を行い、通知の改正の必要も含めた検討を実施する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年処遇研究会の結果を踏まえた、関係機関との連携による少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の実施 家庭に寄り付かない保護観察対象少年等に対する指導強化のための方策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所において、警告に関する事例の収集・分析に基づき、保護観察対象少年に対して適正かつ積極的に警告を実施した(警告の実施件数は、平成24年:132件、平成25年は135件)。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 取組の状況を踏まえ、引き続き指導・支援の充実強化策を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設(※7)の受入れ機能の強化を図るとともに、少年の受入れを行う自立準備ホーム(※8)を効果的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に引き続き更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設(※7)における受入れを促進するとともに、自立準備ホーム(※8)として適切な事業者を開拓し、その活用に努めた。 平成26年度予算において、更生保護施設(※7)の受入れ機能を強化(収容定員の増加等)するため、更生保護施設(※7)の大規模整備事業(建替え等)に対する国庫補助率を従来の2分の1から3分の2に引き上げるために要する予算要求及び補助金交付規則(法務省令)の改正作業を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き更生保護施設(※7)の受入れ機能の強化を図るとともに、多様な受入れ先を確保するため、自立準備ホーム(※8)の開拓・活用に努める。 			
ii	家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 少年院における保護者に対する措置の実施状況と効果的実施等の検討を踏まえた新たな保護者参加型プログラムの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が主体的に少年院における活動に参加すること及び実施結果の検討を行うことを柱とした、新たな保護者参加型プログラムの原案を作成した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 試行に当たっての具体的な課題を明らかにし、原案に修正を加えた上で試行する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年処遇研究会の結果を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 法務本省において、保護者の監督・監護力の強化を目的とした保護者用のハンドブックを作成し、全保護観察所に配布した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 取組の状況を踏まえ、引き続き保護者に対する措置の充実策を実施する。
iii	社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さを理解させる	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 少年院における社会貢献活動の継続、実施事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の少年院における社会貢献活動の実施状況を把握調査し、同活動を実施するための問題点や課題等について把握した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 少年院における実施状況を踏まえ、社会貢献活動を円滑に実施するためのガイドラインを策定する。
			<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献活動の着実な推進 活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所において、社会貢献活動を先行実施し、平成25年度末現在で1,124か所(平成24年度末から400か所増)の活動場所を確保するとともに、同年度において1,642回(平成24年度から335回増)の活動を実施し、延べ3,889人(平成24年度から744人増)の保護観察対象者が参加した。 法務本省において、先行実施を踏まえた検証及び効果的な活動の検討等のために外部有識者等による検討会を開催し、報告書を取りまとめた。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 本格実施に向けて、引き続き活動場所の確保等の実施体制の整備を進める。
iv	広く支援を必要としている少年に対し、各種ボランティア等との連携による立ち直し支援を推進する	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、警察職員等による定期的な連絡や家庭訪問、学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・機会の拡大等を通じて、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 少年に手を差し伸べる立ち直し支援活動として、少年警察ボランティア、地域住民等と連携して社会奉仕活動等を実施し、不良交友関係に代わる少年の新たな居場所づくりに努めるなどしている。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 少年と年齢が近く少年の気持ち、言葉を理解できる大学生ボランティアの裾野拡大・活性化を図る必要がある。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成25年度の取組	平成25年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価※ 【A～D】	左記以外で実施した取組	
(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援	i 地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進める	法務省 厚生労働省	・多機関との情報連携の推進を含めた刑事施設における特別調整(※9)実施体制の見直し ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの策定 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労支援の実施状況調査 ・少年院における社会復帰支援体制の充実	・特別調整(※9)実施体制の見直しを図っていたところ、全国地域生活定着支援センター(※10)協議会から要望もあったことから、刑事施設において、関係機関に対してより詳細に医療情報等の情報提供を行うよう指示した。 ・平成24年度に収集した参考資料を分析した結果を元に、社会復帰支援のためのプログラム試行案の検討を継続中。 ・医療刑務所等4庁において、52人の受刑者に対し、職業科職業訓練を実施した。 ・少年院在院者の特性に応じた福祉ニーズの把握に努めるなどして、社会福祉士配置の必要性及び適正な配置の在り方を検討した。	B		・医療刑務所等における就労支援の方法について検討する。 ・在院者の必要性に応じた社会復帰支援体制の充実に努める。
			・更生保護施設における特別処遇の実施状況及び課題の分析	・平成25年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設(※7)(指定更生保護施設)において、1,156人(速報値)の特別処遇対象者を受け入れた。 ・平成24年度における指定更生保護施設ごとの受入れ状況に顕著な差異が認められたため、受入れ実績を向上させるための方策(地方更生保護委員会や保護観察所の積極的な関与)について検討した。	A		指定更生保護施設ごとの受入れ状況の差を縮め、受入れ実績を向上させるための方策の具体化
			・多機関連携の強化に必要な環境整備	・全国の各ブロックにおける「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」(平成25年度実施5回)及び各都道府県における連絡協議会(平成25年度実施85回)の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※10)、地方自治体等関係機関が実務上の課題等を共有した上で、相互理解を深め、連携強化を図った。 ・平成26年度予算において、民間福祉施設等の職員による矯正施設入所中の生活環境調整対象者の面接に係る経費を措置した。 ・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との連携強化を図った。	A		・関係機関等との連携の更なる強化
			・特別調整及び特別処遇による福祉サービスの確保の推進	・矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※10)等関係機関が連携し、福祉の支援を必要とする対象者が出所後直ちに福祉サービスにつながるよう、迅速な調整に努めた。平成25年度における特別調整(※9)の終結人員は627人、特別調整(※9)の結果、福祉施設等につながった人員は、419人となっている。平成25年度は、前年度に比べ、特別調整(※9)の結果、帰住予定地が確保された者の比率が約9%上昇している。 ・平成25年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設(※7)(指定更生保護施設)において、1,156人の特別処遇対象者を受け入れた。(再掲) ・平成25年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、地域生活定着支援センター(※10)において支援を行った。	A		指定更生保護施設ごとの受入れ状況の差を縮め、受入れ実績を向上させるための方策の具体化(再掲)
	ii 地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する	法務省	・刑務所における社会復帰支援のための試行プログラムの策定 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労支援の実施状況調査	・平成24年度に収集した参考資料を分析した結果を元に、社会復帰支援のためのプログラム試行案の検討を継続中。 ・医療刑務所等4庁において、52人の受刑者に対し、職業科職業訓練を実施した。	B		・医療刑務所等における就労支援の方法について検討する。
			・地域生活定着支援センターのほか、医療・福祉機関と連携し、必要な指導・支援等を実施した事例の収集 ・特定の地域において、地域生活定着支援センターと保護観察所とが連携したサポートのモデル的实施	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との連携強化を図った。 ・長崎、島根、滋賀、和歌山、宮城において行われた、被疑者・被告人段階の者に対する福祉的な支援の確保のモデル的取組に、保護観察所も個別の事例検討会への参加等の関与をした。	A		左記の取組の結果等を踏まえ、今後の支援の在り方等を検討する。
	iii 刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する	法務省	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との連携強化を図った。	A		引き続き、事例研究会等を通じ、地域における関係機関相互の連携強化に努める必要がある。
			・刑事施設における身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援内容の検討 ・刑事施設における理学療法士等の配置庁に対する実施状況・効果に関する調査の実施	・刑事施設14庁において、41人の受刑者に対し、健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニング及び対人関係円滑化指導等の高齢受刑者社会生活講座を実施した。 ・理学療法士を配置する刑事施設8庁において、受刑者に対し、基本動作能力の向上(能力の改善・回復により歩行や日常動作の改善)を図った。	B		・高齢者及び障害者に対する施設内支援、指導内容の見直しを行う。 ・被収容者の高齢化が進み、今後はリハビリの必要な被収容者の数も大幅に増加することが見込まれることから、理学療法士の効果を踏まえ、引き続き理学療法士による支援体制の充実に努める。
			・刑事施設のバイロッド施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化方策の検討	・刑事施設のバイロッド施設(女子)において、薬物依存に関する専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行を継続して実施した。 ・刑事施設におけるグループワーク実施体制の整備のため、女子施設1庁に教育専門官の配置を拡充した。	A		・専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行結果を踏まえたプログラム及びツールの改良と、それに応じた刑事施設における実施体制を整備する。
			・矯正における分析を踏まえた、効果的な指導・支援方策の検討	・保護観察所において、女性を含めた薬物事犯者に対する専門的処遇プログラムを実施するとともに、法務本省において、同プログラムを集団で実施する場合の効果的な指導方法等について外部専門家を交えた協議会を開催し、女性に対してプログラムを集団で実施する際の留意事項を含めた執務参考資料を取りまとめた。	A		・引き続き、効果的な指導・支援の方法について検討していく。
(3)女性特有の問題に着目した指導及び支援	ii 過去の被虐待体験などによる心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者への支援方策を検討する	法務省	・少年院における被虐待体験などに対する効果的な指導方法に関する検討結果に基づくプログラムの策定	被虐待体験を含む女子少年の特性に対応する処遇プログラムを策定した。	A	・女子刑事施設が地域の医療、福祉団体等の協力を得て、保健師、看護師、助産師等の支援を受ける地域支援モデル事業の実施に向けた準備を進めた。	・策定した処遇プログラムを試行するとともに効果検証の方法について検討する。 ・地域支援モデル事業の実施体制を整備する。
		法務省					
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	i ①個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや医療と生活支援とを一体的に実施するとともに、保護観察所、関係機関・団体等の連携によって、刑務所収容中から出所後までの一貫した支援態勢を強化する ②出所後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、民間支援団体とも連携し、継続的・長期的な指導・支援の充実に努める	法務省 厚生労働省	・刑事施設のバイロッド施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り	1-(1)の再掲			
			・「薬物処遇プログラム」の実施・検証 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等への入通所の状況等を踏まえ、委託内容等について検討 ・更生保護施設における薬物事犯者を含めた自立困難者の受入れの状況と課題の分析及び効果的な処遇方法に関する検討 ・「地域支援ガイドライン(案)」の試行結果を踏まえて作成する、「地域支援ガイドライン」に基づくモデル的実施 ・地方更生保護委員会において、刑務所の協力を得て、薬物事犯者特有の問題性に焦	・「薬物処遇プログラム」の集団実施の在り方について、外部専門家を交えた協議会を開催して検証し、実施に際しての留意事項を取りまとめた。 ・保護観察所において、平成25年(平成25年1月から12月末まで)に、薬物処遇プログラムを1,367人に対して実施したほか、簡易薬物検出検査を、3,308人に対して、延べ8,712回実施した。 ・保護観察所において、薬物依存回復訓練の委託先として58の薬物依存症リハビリ施設等が登録された(平成25年末現在)こと等を踏まえ、薬物依存症リハビリ施設等との連携モデルの試行を全国実施することとした。 ・刑の一部の執行猶予制度の施行に伴う薬物事犯者の増加等に対応することも見据え、5つの更生保護施設(※7)を薬物処遇重点実施更生保護施設として指定して専門スタッフを配置し、回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を開始した。 ・「地域支援ガイドライン(案)」を34庁の保護観察所で試行するとともに、法務本省及び厚生労働省において「地域支援ガイドライン」作成に向けた協議を開始した。 ・全国8庁の地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、適切な帰住先の調整等のため、一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を行い、保護観察所においても、生活環境の調整及び釈放後の処遇に当該情報を活用した。	B		・「地域支援ガイドライン」の作成 ・地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携強化
		厚生労働省	平成23年度までに実施した「地域依存症対策推進モデル事業」において、特に効果が高いと思われる取り組みについて、モデル自治体を選定し、「地域依存症」対策支援事業として引き続き実施	・地域依存症対策推進モデル事業における好事例を、地域依存症対策支援事業において、北海道、栃木県、三重県、広島県及び福岡県の5自治体で実施した。	A		地域依存症対策支援事業を全国実施するため、実施自治体での知見の集積が必要である。
		厚生労働省	・依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を実施	・平成24年度から研修の対象を拡大し、これまでの依存症回復施設職員のほか、依存症者の家族についても実施した。(平成25年12月及び平成26年2月 合計107名参加)	A		各種依存症の特性に応じた研修の充実が必要である。

項目	取組概要	担当省庁	平成25年度に実施した取組内容				今後の課題等	
			工程表における平成25年度の取組	取組の状況	評価※ 【A～D】	左記以外で実施した取組		
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	ii 薬物依存者の家族に対し、対応等に関する理解を深めさせるとともに、家族等を疲弊、孤立させないための取組を強化する	法務省 厚生労働省	・引受人・家族会の開催 ・「地域支援ガイドライン(案)」に基づき、家族支援も含めた関係機関との連携方策を検討 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化	・保護観察所において、平成25年度(平成26年1月末まで)に引受人・家族会を158回開催し、2,437人が参加した。 ・法務本省において、専門家を交えた「薬物地域支援研究会」を3回開催し、「地域支援ガイドライン(案)」に基づく家族支援も含めた関係機関との連携方策を検討した。 ・保護観察所における「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化を図った。	A		・引き続き、家族等への支援の充実強化を図る。	
			・「地域依存症対策支援事業」において、実施自治体に依存症を持つ家族に対し相談支援を行うための「家族支援員」を設置	・地域依存症対策支援事業において、家族支援員を設置し、北海道、栃木県、三重県、広島県及び福岡県の5自治体において実施した。	A		地域依存症対策支援事業を全国実施するため、実施自治体での知見の集積が必要である。	
			・依存症を持つ家族に対し、依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に見てくれる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解のための「依存症家族研修」の実施	・平成24年度から研修の対象を拡大し、これまでの依存症回復施設職員のほか、依存症者の家族についても実施した。(平成25年12月及び平成26年2月 合計107名参加)	A		各種依存症の特性に応じた研修の充実が必要である。	
	iii 対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	法務省 厚生労働省	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り	1-(1)の再掲				
			・刑務所等における就労支援スタッフ配置拡大の検討 ・刑務所等における関係機関が連携して個々の受刑者等の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の継続	・刑事施設において、医療刑務所及び拘置所12庁に新たに就労支援スタッフを配置し、合計で74庁に就労支援スタッフを配置した。 ・刑事施設において、就労支援による効果が特に期待できる受刑者に対して継続的な助言指導を行う「重点的な就労支援」を、384人に対して実施した。 ・少年院1庁に新たに就労支援スタッフを配置した。 ・少年院在院者及び保護者に対して少年院入院早期から就労のための働き掛けを行い、ハローワークへの協力を依頼する重点的な就労支援を継続的に実施し、出院後も就労の継続に資するための指導・助言が実施できるようにするための通知を发出了した。	A		・刑事施設における就労支援スタッフの更なる配置拡大を検討する。 ・少年院における就労支援体制の充実強化を継続する。 ・少年院在院中に適切な就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携の充実を図る。	
			・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策のより柔軟かつ積極的な活用の方策の検討	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、身元保証制度の活用により、2,008人が就職した。 ・新たに「職場定着協力者謝金」の取組を始め、協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。 ・トライアル雇用期間の延長(最大3ヶ月間まで)を可能とし、保護観察所や更生保護施設(※7)等へのハローワークによる巡回相談を実施することとするなど、より柔軟かつ積極的な活用を可能とするための制度の改善を行った。 ・ハローワーク、保護観察所、刑務所等が連携した就労支援により、2,140人が就職した。	A		・引き続き刑務所出所者等総合的就労支援対策(※12)の検討を行い、所要の措置を講じる。	
(5)性犯罪者に対する指導及び支援	i 関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他指導・支援を実施する	法務省	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の充実 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の見直し結果と受講プログラムの対応の調整等 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の充実化策について、外部有識者を招へいして全3回の検討会を行い、スタッフ育成を始めとした処遇プログラムをより効果的に実施するための方針を定めた。 ・新たに「職場定着協力者謝金」の取組を始め、協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。 ・トライアル雇用期間の延長(最大3ヶ月間まで)を可能とし、保護観察所や更生保護施設(※7)等へのハローワークによる巡回相談を実施することとするなど、より柔軟かつ積極的な活用を可能とするための制度の改善を行った。 ・ハローワーク、保護観察所、刑務所等が連携した就労支援により、2,140人が就職した。	A		・平成25年度に検討した実施体制の充実化策を具体化する。	
			・少年院の重点指導施設での性非行プログラムの集中指導の実施	・少年院における性非行少年に対する指導の充実を図るため、重点指導施設2庁での矯正教育プログラム(性非行)の集中指導を行った。 ・外部有識者を招へいして会議を開催し、指導体制・方法の検討を継続中。	A		・重点指導施設における集中指導を継続する。 ・効果検証作業を進める。 ・少年院において指導職員の育成を進める。	
			・検証結果に基づく性犯罪者処遇プログラムの充実に向けた方策の検討	法務本省において、性犯罪者処遇プログラムの充実に係る意見を保護観察及び地方更生保護委員会が参加する研究協議会において聴取し、同プログラムの充実に反映することとした。	A		同プログラムに係る意見等を踏まえ、充実に向けた方策を検討する。	
	ii 諸外国の取組事例等も参考とし、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する	警察庁 法務省	・諸外国の取組事例等及びそれらの再犯防止効果についての分析 ・性犯罪者への新たな対策に関する検討	諸外国における性犯罪者をはじめとする刑務所出所者等の電子監視の法制度や運用状況について調査・集約した。	B		調査結果を踏まえながら、今後の対策について検討する。	
(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i 暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	警察庁 法務省	・刑務所における暴力団処遇試行結果の取りまとめ及び検証	・刑事施設3庁における暴力団離脱処遇の試行結果について、検証を継続中。	B		・試行結果に基づき、今後の指導の展開の在り方を検討する。	
			・暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※13)との更なる協力関係を構築して必要な情報を共有し、離脱希望対象者の社会復帰対策をより充実するため、通知を发出了した。 ・警察が行う援護の措置により暴力団から離脱し、その結果、仮釈放になったと認められる矯正施設の被収容者の情報について、平成25年4月18日、通達を发出了し、矯正施設から警察等に対し、仮釈放になった旨の連絡(出所通知)を行い情報の共有を実施した。 ・警察と暴力団離脱出所者を担当する保護観察所が連携し、暴力団離脱出所者の就労の実現に向けた支援を実施した。 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※13)との協力による暴力団からの離脱指導を実施した。 ・暴力団組織離脱支援を受けた者の仮釈放情報の警察との共有について、情報連携を図るため、関係通達を改正した。	A		・関係機関と連携し、暴力団からの離脱指導及び支援を継続して実施する必要がある。	
	ii 再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が大きい者に対して適切な処遇・指導を実施する	法務省	・受刑者リスクアセスメントツール(仮称)開発会議の設置 ・刑務所における暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証 ・刑務所における交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方の検討、アルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※14)との連携	・刑事施設の職員を構成員とし、外部有識者を招へいして受刑者リスクアセスメントツール(仮称)開発会議を2回開催した。 ・4庁の刑務所を試行庁として指定し、暴力防止プログラムを試行した。 ・刑務所における交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方として、これまでの効果検証結果を踏まえた上で、対象者選定方法及び効果検証方法を見直し、関連通知及び事務連絡を改定した。また、交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対するアルコール依存回復プログラムについては、4庁の刑務所で試行し、うち2庁で研究授業を実施するとともにワークブック及びマニュアルを改訂した。 ・刑務所における交通安全指導に係るアルコール依存回復プログラム(4庁で実施)及び一般改善指導に係るアルコール依存回復プログラム(4庁で試行)において、AA及び断酒会といった民間自助グループ(※14)の協力を得ながら積極的に連携を図った。	A		・暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証を進め、同プログラムを本格実施する。 ・平成25年度に改定したアルコール依存回復プログラムの対象者選定方法等の見直し結果の妥当性を検証するとともに、試行庁拡大に向けた準備を進める。	
			・少年院における対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する標準的プログラムの策定	・外部有識者を招へいして検討会議を開催し、標準的プログラムの策定作業を行った。	B		・策定したプログラムの周知を図るため職員研修を実施し、指導マニュアルを作成する。	
			・暴力防止プログラムの効果測定ツールに基づくデータの蓄積及び効果測定ツールの見直し	法務本省において、平成24年度に見直しを行った暴力防止プログラムの効果測定ツールのデータを蓄積した。	A		同プログラムの充実に向けた方策を検討・実施する。	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成25年度の取組	平成25年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価※ 【A～D】	左記以外で実施した取組	
2 社会における「居場所」と「出番」を作る							
(1) 住居の確保	i	法務省 厚生労働省 国土交通省	・刑事施設における適切な帰住予定地確保のための取組の状況を踏まえた刑務所等・地方更生保護委員会・保護観察所間の連携の在り方についての検証・検討	・刑事施設において、全国8庁の地方更生保護委員会が帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施する取組や一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を実施するに際し協力を行った。	A		・刑事施設において、引き続き地方更生保護委員会が実施する調査等に協力を行う。
			・地方更生保護委員会において、刑務所の協力を得て、帰住先のない受刑者に対する調査を充実 ・適切な帰住先の調整のための取組の継続的な実施 ・取組の状況を踏まえた、関係機関の連携の在り方についての検証・検討	・全国8庁の地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施し、釈放後の住居の希望や生活計画等を把握して、その情報を生活環境の調整を行う保護観察所へと伝達するとともに、保護観察所において生活環境調整の迅速化及び積極化に努めた。 ・全国8庁の地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、適切な帰住先の調整等のため、一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を行い、保護観察所においても、生活環境の調整及び釈放後の処遇に当該情報を活用した。(1(4) i 再掲) ・取組状況を踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所において、平成28年度の刑の一部の執行猶予制度の施行に向け、関係機関と連携して行う受刑者等の適切な帰住地の調整の在り方など、関係機関との連携の在り方について、検討を開始した。	A		・帰住先のない受刑者等に対する調査及び薬物事犯受刑者に対する薬物事犯者特有の問題性を焦点を当てた調査の結果の効果的な活用を図る。 ・刑務所・地方更生保護委員会・保護観察所を始めとする関係機関の連携の在り方に関する検討結果を踏まえた上で、連携の枠組みの構築を図る。
			・自立更生促進センター(※15)及び就業支援センター(※16)の着実な運営 ・地域との連携・理解確保の推進 ・問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方針の開発の取組	・自立更生促進センター(※15)等4センターにおいて、各センターが地域や入所者の特性に応じて処遇を実施した。平成25年度の新規入所者数は55人となっている。 ・自立更生促進センター(※15)等4センターにおいて、地方自治体・自治会・学校等に対するセンターの状況についての説明、地域の清掃活動、地域住民に対する行事への参加の案内、各種団体への会場提供、地域との協議会の開催等を通じ、地域との連携・理解確保に努めた。 ・自立更生促進センター(※15)等4センターにおいて、再犯防止プログラム等を開発、実施した。	A		・自立更生促進センター(※15)等における受入れの促進を図る。 ・処遇プログラムの効果の検証に資する十分な実証データ等を収集する。
			・更生保護施設(※7)の受入れ機能の強化 ・更生保護施設(※7)における自立困難者に対する効果的な処遇方法の確立に向けた自立困難者の受入れ状況及び課題の分析	・平成24年度に引き続き更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設(※7)における受入れを促進した結果、平成25年度における自立困難者の受入れ人員は2,178人となり、前年度を上回った(平成24年度受入れ人員2,099人)(再掲)。 ・自立困難者の受入れ促進に伴う課題(施設内での問題行動の増加、職員の負担の増加等)を分析した。	A		自立困難者の受入れ促進に伴う課題(施設内での問題行動の増加、職員の負担の増加等)への対応策を検討する。
			・自立準備ホーム(※8)における処遇の基準等の検討及び各施設の特性に応じた効果的な活用方法の検討	・自立準備ホーム(※8)として適切な事業者を開拓し、その活用を努めた。具体的には、平成26年3月末までに自立準備ホーム(※8)の登録事業者として289事業者を確保し、同ホームの新規参入を促進した。その結果、平成25年度における同ホームへの委託人員は1,278人(速報値)となり、前年度実績を上回った(平成24年度実績1,181人)。 ・刑の一部の執行猶予制度の施行に伴う薬物事犯者の増加等に対応することも見据え、5つの更生保護施設(※7)を薬物処遇重点実施更生保護施設(※7)として指定して専門スタッフを配置し、回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を開始した。(再掲) ・自立準備ホーム(※8)における処遇の基準等や各施設の特性に応じた活用方法を検討するため、全国の保護観察所長による会議において、自立準備ホーム(※8)の効果的な活用方法等について、1対象者の種別、2処遇の難易、3支援ニーズ等の観点から検討協議した。	A		引き続き多様な受入れ先の確保に努める。
	・更生保護就労支援モデル事業(※17)における定住支援の実施	・札幌、宇都宮、東京、名古屋、大阪、福岡の6庁において更生保護就労支援モデル事業(※17)として、適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言及び情報提供、住まい探しに関する手続等の支援等を盛り込んだ定住支援を実施した(平成25年度実績121件)。 ・法務省において、国土交通省の協力を得て作成した定住支援ハンドブックを刑務所出所者等に頒布し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行った。	A		効果的な就労支援を実施する。		
ii	総務省 法務省 農林水産省 経済産業省	・更生保護就労支援モデル事業による企業ネットワークを活用した多職種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓	・更生保護就労支援モデル事業(※17)により、新規協力雇用主514事業主を開拓・確保した。 ・NPO法人全国就労支援事業者機構と連携し、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集を実施した結果、協力雇用主が12,603事業主(速報値、住み込み可能なものを含む。)に増加し、うち472事業主が実際に雇用している(平成26年4月1日現在)。	A		効果的な就労支援を実施する。 引き続き、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集を行い、住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓に努める。	
(2) 就労の確保	i	法務省 厚生労働省	・刑務所等の就労支援スタッフの充実、関係機関との連携等による重点的な就労支援の取組の継続 ・刑事施設における協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練科目・生産作業(農業等)の拡大・実施	・刑事施設において、医療刑務所及び拘置所12庁に新たに就労支援スタッフを配置し、合計で74庁に就労支援スタッフを配置した。 ・刑事施設において、就労支援による効果が特に期待できる受刑者に対して継続的な助言指導を行う「重点的な就労支援」を、384人に対して実施した。 ・協力雇用主等のアンケート調査等を踏まえ、フォークリフト運転科を21庁の刑事施設に拡大するとともに、同8庁にビジネススキル科(パソコン基礎課程)を新規開設し、10,671人の受刑者が職業訓練を受講した。	A	・刑事施設出所後の就労に資する作業教育に資する職員用教材を作成し、全刑事施設に配布した。	・刑事施設における就労支援スタッフの更なる配置拡大を検討する。 引き続き刑務所出所者等総合就労支援対策の検討を行い、所要の措置を講じる。
			・6都道府県での更生保護就労支援モデル事業の効果検証 ・更生保護就労支援モデル事業の更なる充実策の検討・実施	・更生保護就労支援モデル事業(※17)の効果検証を行い、平成24年度の就職率が75.0%、職場定着率が75.2%とそれぞれ高水準であることが確認できたため、事業を順次展開していくこととした。	A		効果的な就労支援を実施する。
			・刑務所出所者等総合的就労支援対策における就労支援のより柔軟かつ積極的な活用の方策の検討	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、身元保証制度の活用により、2,008人が就職した。 ・新たに「職場定着協力者謝金」の取組を始め、協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。 ・トライアル雇用期間の延長(最大3ヶ月間まで)を可能とし、保護観察所や更生保護施設(※7)等へのハローワークによる巡回相談を実施することとするなど、より柔軟かつ積極的な活用を可能とするための制度の改善を行った。 ・ハローワーク、保護観察所、刑務所等が連携した就労支援により、2,140人が就職した。	A		引き続き刑務所出所者等総合的就労支援対策(※12)の検討を行い、所要の措置を講じる。
			・刑事施設における位置把握装置の導入及び ・試験的運用	・受刑者の円滑な社会復帰を推進するため、外出・外泊等を実施するなどし、一部の刑事施設において位置把握装置の試験的運用を行った。	A		位置把握装置の試験的運用・検証を継続する。 刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策を検討する。
	ii	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・更生保護就労支援モデル事業による多職種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等への支援の実施 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の検討・実施	・更生保護就労支援モデル事業(※17)の効果検証を行い、平成24年度の就職率が75.0%、職場定着率が75.2%とそれぞれ高水準であることが確認できたため、事業を順次展開していくこととした(再掲)。 ・NPO法人全国就労支援事業者機構と連携し、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集を実施した結果、協力雇用主が12,603事業主(平成26年4月1日現在、住み込み可能なものを含む。)に増加した。 ・新たに「職場定着協力者謝金」の取組を始め、協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。	A		効果的な就労支援を実施する。 引き続き、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集を行う。 協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策を検討する。 引き続き、協力雇用主に対する雇用奨励策を実施する。
	iii	警察庁 法務省	・少年院における就労支援スタッフの配置の拡充の検討 ・少年院における就労支援の一層の積極化に係る方策の展開(身体機能等が健全で、退院後、即就労が可能と見込まれる少年を重点的支援対象者とし、その選定及び就労支援の実施を図る。)	・少年院1庁に新たに就労支援スタッフを配置した。 ・少年院在院者及び保護者に対して少年院入院早期から就労のための働き掛けを行い、ハローワークへの協力を依頼する重点的な就労支援を継続的に実施し、出院後も就労の継続に資するための指導・助言が実施できるようにするための通知を发出了た。	A	・民間発意の就労支援方策を検討し、必要な協力体制を構築した。	・少年院における就労支援体制の充実強化を継続する。 重点的な就労支援方策の実情把握を行い、充実化方策を検討する。
iv	法務省 厚生労働省	・刑務所出所者等を多く受け入れている雇用主の調査や先進事例の情報収集 ・刑務所出所者等を受入れるソーシャルファームの開拓・確保	・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申し出に応じ、就労支援機関等と連携した就労支援、大学生ボランティア等の協力を得た学習支援活動、学校等との連携による就労支援等を実施し、就労・就学の支援を実施	B		企業等に対する積極的な情報発信により、立ち直り支援への理解・協力を促進する必要がある。	
			労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等(ソーシャルファーム)への支援等、新たな就労先確保策について検討する	・ソーシャル・ファームを活用した新たな就労先の確保を図るため、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームを開拓(平成26年3月末現在99か所)すると共に、保護観察所とソーシャル・ファームの連携を図るべく、ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会を開催するよう通達を发出了た。	B		ソーシャル・ファームとの連携のあり方について検討していく。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成25年度の取組	平成25年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価※【A～D】	左記以外で実施した取組	
(3) 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識の醸成	対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	・社会貢献活動の着実な推進 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討	・保護観察所において、社会貢献活動を先行実施し、平成25年度未現在で1,124か所(平成24年度末から400か所増)の活動場所を確保するとともに、同年度において1,642回(平成24年度から335回増)の活動を実施し、延べ3,889人(平成24年度から744人増)の保護観察対象者が参加した。 ・法務本省において、先行実施を踏まえた検証及び効果的な活動の検討等のために外部有識者等による検討会を開催し、報告書を取りまとめた。	A		・本格実施に向けて、引き続き活動場所の確保等の実施体制の整備を進める。
(4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施	①犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する ②上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の検討・実施 ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討	法務省	・刑事施設における犯罪被害者団体等との連携 ・刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性を検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討	・刑事施設の指導担当職員に対して、犯罪被害者団体を招へいしての研修を実施した。 ・犯罪被害者団体と連携し、刑事所15庁及び少年院8庁において「生命のメッセージ展」を開催した。 ・少年院職員を対象として、「被害者の視点を取り入れた教育」指導に係る研修を実施した。 ・少年院において、外部アドバイザーの助言を得て、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに係るガイドライン及び備いに向けての特別プログラムを策定し、全少年院に周知を図った。	A		・犯罪被害者団体との連携の在り方について検討していく。 ・少年院において、新たに策定したガイドライン・プログラムに基づいた働き掛けを試行する。
			・心情等伝達を実施した事例の収集と分析 ・犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の検討・実施 ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討	・法務本省において、心情等伝達制度に係る具体的事例の分析を行うとともに、実務経験から得られた知見を整理・検討する研究会を開催し、これらを踏まえて、同制度運用に係る指針をまとめた。 ・上記指針において、同制度としよく罪指導プログラムの連携について盛り込んだ。	A	・策定した心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、被害者等の心情・意向等が対象者の処遇に、より適切に反映されるような具体的な方策の検討・実施 ・しよく罪指導プログラムの充実に向けた方策の検討・実施	
(5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化	満期釈放受刑者に対する指導体制を強化する 更生緊急保護(※11)による支援を充実強化する	法務省	・刑事施設における満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し	・刑事施設における満期釈放者に対する釈放前の指導の充実を図るため、教材として活用できるテキスト及びハンドブックを作成し、全刑事施設に配布した。	A		・テキスト及びハンドブックを活用した満期釈放受刑者に対する指導の充実の在り方について検討していく。
			・更生緊急保護の実施	保護観察所において、平成25年に14,027件(自庁による更生緊急保護:9,223件、委託による更生緊急保護:4,804件)(速報値)の更生緊急保護を実施した。	A		刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視を踏まえ、充実強化策について検討する。
	更生保護サポートセンター(※18)等を活用した保護観察終了者等の相談に応じる仕組みづくりを検討する	法務省	・保護観察終了者等の相談に応じる仕組みの検討	・更生保護サポートセンター(※18)における保護観察終了者等の相談について調査を実施した。、全国で203名から相談を受けたことについて把握した。	A	・平成25年度中に更生保護サポートセンター(※18)を合計245か所に設置した。 ・平成26年度予算に更生保護サポートセンター(※18)を100か所増設し計345か所とする経費を措置した。	調査結果を踏まえ、更生保護サポートセンター(※18)を活用した保護観察終了者等の相談に応じる仕組みの検討。
	少年院出院者について、元担当の法務教官等の助言・指導を受けられることができる仕組み及び地域の青少年等からの相談に応じる仕組みづくり	法務省	・更生保護法第30条による少年院における個別ケースごとの取組の充実 ・少年院における試行的な取組の一層の拡大と試行に基づく効果検証の継続 ・少年鑑別所における一般相談に係る調査結果を踏まえ、必要に応じ、地域における一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応を積極的に運用するための仕組み作り ・少年鑑別所におけるNPOを含む地域の相談ネットワークの構築の在り方等を更に検討、試行的参画等の行動連携や多機関連携の充実	・個別ケースの取組について確認するなどして、少年院職員による出院者に対する助言・指導の枠組みについて検討を継続中。 ・一般の方から相談しやすい環境を整えるために、一般相談専用回線を全少年鑑別所に整備したほか、全国の少年鑑別所の一般相談に係る広報の実施状況等を取りまとめ、効果的な広報活動例を各施設に周知することを通して、より積極的な一般相談の実施を促進した。 ・関係機関向けの新たな広報資料を作成し、全国の少年鑑別所に配付したほか、各少年鑑別所における関係機関との連携状況について取りまとめ、有効な連携方策例について全国の少年鑑別所に周知することを通して、関係機関との連携強化を推進した。	B A A		・少年院法施行に向け、出院者に対する助言・指導の枠組みを構築する。 ・少年鑑別所法第131条に基づく地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助業務として、一般の方からの相談業務をより積極的に推進する。 ・少年鑑別所法第131条に基づく地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助業務として、関係機関との連携を強化する。
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する							
(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する調査研究の実施	①実態把握及び対策の効果検証のため必要な調査研究を継続的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を実施する	法務省	・再犯の実態とその防止対策に関する先行研究等の文献調査及び調査研究の企画立案	性犯罪及び窃盗について、先行研究を検討し、再犯を含む実態等に関する調査研究を行うとともに、高齢・障害者による犯罪について、再犯を含む実態等に関する調査研究に着手した。	A		知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究、来日外国人少年の非行に関する研究を終了し、その研究結果について、研究部報告として発刊した。
			再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する	法務省	・再犯をしなかった者に関する海外先行研究等の調査	再犯をしなかった者に関する海外先行研究等の調査を行うとともに、改善更生要因に関する調査研究を企画立案した。	A
(2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築	既存資料、データベース等の利活用も含めた広範かつ有機的な情報連携体制を構築する	法務省	・矯正施設における被収容者データベースの安定かつ適正な運用 ・データ連携を活用した効果検証方法の検討	・被収容者データベースから事件管理システムにデータを送っているもの、事件管理システムから被収容者データベースへのデータの受け取りについて一部不具合があることが判明し、その原因等の把握を行っていることから、効果検証方法については、検討を継続中。	B		・不具合の原因について把握し、対応策について検討する。
			・データ連携機能構築後の事件管理システムの運用開始 ・薬物事犯者について、保護観察所・刑事所等との間で処遇情報の相互引継	・更生保護官署において、データを効果的に利用しつつ、刑事所等へのデータ引き継ぎ時の不具合について対応を進めた。 ・刑事所と保護観察所の間で、薬物事犯者に対するプログラムの実施結果の相互引継を実施した。	B		刑務所等とのデータ連携が確実なものとなるよう対応していく。
			・データベースの利活用に関する具体的な検討を継続	検察、矯正、保護それぞれが保有する情報のうち、相互利用に適する情報を共有して一元的に管理する刑事情報連携データベースを構築し、処遇の充実、施策の効果検証、再犯要因等の調査研究等に活用する方針を立て、共有するデータの項目や共有データの活用方法など詳細については、現在関係部局で検討している。	A		平成27年度、平成28年度に設計・開発を行い、平成28年度中に本データベースの運用を開始することを目指して準備を進める。
	DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策の検討を行い、効果的な情報連携体制を確立する	警察庁 法務省	・関係省庁が連携し、DNA型データベースの拡充等の検討	・DNA型鑑定の活用及びDNA型データベース拡充の方策について検討を行った。	B		・DNA型鑑定のための体制の整備等について、引き続き検討を行う。
(3) 既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討	満期釈放者や保護観察終了者等に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討を行う	全関係省庁	・満期釈放者又は保護観察終了者への再犯防止対策を始め、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな方策を検討 ・刑事施設における満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し	・刑事施設における満期釈放者に対する釈放前の指導の充実を図るため、教材として活用できるテキスト及びハンドブックを作成し、全刑事施設に配布した。	A		・テキスト及びハンドブックを活用した満期釈放受刑者に対する指導の充実の在り方について、検討していく。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成25年度の取組	平成25年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価※ 【A～D】	左記以外で実施した取組	

4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

(1)啓発事業等の実施	再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民にわかりやすく提示又は説明し、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する	警察庁 法務省	・刑務所等への参観希望者の積極的な受け入れ	・刑務所等において、参観希望者を積極的に受け入れた。 ・平成25年に全国の刑務所等で実施した参観の合計回数は5,561回(平成24年は5,238回、平成23年は5,039回)。うち、平成25年に各刑務所等から参観の機会を提供し、参観希望者を募集して実施した参観の回数は342回(平成24年は383回、平成23年は319回)。	A	・矯正施設における再犯防止に向けた取組等を紹介した矯正広報ビデオを作成し、インターネットの動画サイトに掲載した。	・更に参観内容を充実させる。			
			・前年度の実施結果を踏まえた内容等の検証を行い、より効果的な活動を実施	・更生保護関係者の意見を踏まえ、よりわかりやすい広報啓発資料を制作し、広く配布した。 ・更生保護活動に対する理解を深めるとともに、更生保護と福祉との連携強化を円滑に推進する観点から、「保護観察官による更生保護出張講座」を全国展開した。 ・更生保護に関する情報を広く発信するため、法務省保護局ツイッターの運用を開始した。	B		再犯防止関係部局で再犯防止に係る広報活動の方針について協議し、各部局の協力体制を構築するとともに、今後の広報戦略について策定し、実践する。			
			・ホームページ上に再犯防止施策に関するページを創設し、随時更新した。 ・再犯防止施策に関するポスターを作成し、法務省本省に掲示した。	B						
(2)刑事司法分野に関する法教育の実施	学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	4-(1)の再掲							
			・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育を222回実施した。	A		前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施。			
			・再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報を継続 ・移動教室や出前教室への職員派遣の継続	・再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報を実施した。 ・移動教室や出前教室への職員の派遣を継続した。 ・小学校、中学校、高等学校及び大学の生徒・学生に対し、少年鑑別所の法務教官による法教育を継続的に実施した。	A		・少年鑑別所による法教育を引き続き積極的に実施する。 ・前年度の実施状況を踏まえ、より効果的な広報活動を検討・実施する。 ・移動教室や出前教室への職員派遣の継続。			
			・検察庁における、再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報の実施 ・移動教室や出前教室への検察庁職員の派遣の継続	検察庁職員による学生を対象とした移動教室、出前教室及び模擬裁判の実施や一般市民に対する講演会等での広報用パンフレットの配布などの広報活動を1,158回実施し、これら活動を通じて刑事司法の果たす役割や刑事裁判の流れについて広く周知を図り、積極的な広報を展開した。	A		・検察庁職員による移動教室等の広報活動を継続して実施していく。			
(3)保護司制度の基盤整備と充実・強化	保護司制度の基盤を強化し、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備する	総務省 法務省	・保護司適任者の確保と育成のための施策の検討・実施 ・更生保護サポートセンターの運営状況を踏まえて増設置を検討 ・保護司の活動に対する地域の関係機関・団体からの支援の実態検証及び同検証を踏まえた支援拡大的な方策の検討 ・保護司と地方公共団体の連携の実情の検証及び同検証を踏まえた連携拡大的な方策の検討	・保護司組織と協議の上、保護司適任者の安定的確保のための指針を策定した。 ・平成25年度中に更生保護サポートセンター(※18)を合計245か所に設置した。 ・平成26年度予算において更生保護サポートセンター(※18)を100か所増設し計345か所とする経費を措置した。 ・平成26年度予算において各都府県単位(北海道は4か所)に設置されている保護司連合会に地域の関係機関・団体との連携確保等組織運営を担う企画調整保護司を新たに配置するための経費を措置した。	A		・策定した指針を踏まえ、保護司適任者の安定的な確保のための施策の検討・実施。 ・更生保護サポートセンター(※18)の運営状況を踏まえて増設置を検討するとともに、同センターの保護司活動の拠点としての機能強化のための施策の検討・実施。 ・保護司と地方公共団体の連携拡大的なための方策の検討・実施。			
			(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携	刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	・社会復帰支援策については、再犯防止施策検討WGにおいて協議継続中である。 ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策については、再犯防止施策検討WGにおいて協議継続中であるとともに、同協議を踏まえ、日本司法支援センター(法テラス)との連携として以下の2つの取組を開始した。 1保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援 2更生緊急保護(※11)事前調整に係る支援 1については、平成25年度につき、14件の利用実績があるほか、連携に向けた協議・説明会等を50回実施した。 2については、連携に向けた意見交換・情報共有等を各試行地で実施した。	B		・引き続き再犯防止施策検討WGにおいて、社会復帰支援策について協議を継続するとともに、平成25年度から開始した2つの取組につき、日本司法支援センター等関係機関とともに、試行結果等を分析・検討した上で、今後のスキームの方向性等について検討する必要がある。	
						(5)ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	i 更生保護女性会、BBS会等、広く国民の参画を募る支援策の充実強化を図る	法務省	・更生保護女性会・BBS会の新人会員に対する研修の充実 ・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の多様化の検討	・更生保護女性会・BBS会の新人会員に対する研修を実施した。(更生保護女性会新入会員研修187回、BBS会新入会員研修50回) ・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の企画等に係る中央研修を実施した。
ii 民間団体等を自立準備ホーム(※8)等の運営主体として開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する	法務省	4-(5)-iの再掲								
		・刑事施設における地域や民間協力者の協力による処遇・教育の充実策の検討 ・刑事施設における盲導犬育成プログラム導入の検討 ・刑事施設における民間企業との連携による受刑者の社会復帰支援の検討及び実施	・刑事施設において、民間助成団体等の協力を得て、各種改善指導を実施した。 ・刑事施設に盲導犬育成プログラムを導入するに当たり、盲導犬協会との協力体制、施設における実施体制等について検討を継続中。 ・刑事施設において、民間企業との連携による就労支援に係る新たな講話を実施することとした。	B					・各種改善指導において、地域や民間の協力者の効果的な関わり方を検討する。 ・刑事施設における盲導犬育成プログラムの導入に当たっての課題について、対応策を検討する。	
ii 民間団体等を自立準備ホーム(※8)等の運営主体として開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する	法務省	・NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホームの運営主体として積極的に開拓 ・自立準備ホームにおける処遇の基準等や各施設の特性に応じた活用方法を検討するため、全国の保護観察所長による会議において、自立準備ホーム(※8)の効果的な活用方法等について、1対象者の種別、2処遇の難易、3支援ニーズ等の観点から検討協議した。(再掲)	・平成26年3月末までに、自立準備ホーム(※8)の登録事業者として、289事業者を確保した。(再掲) ・自立準備ホーム(※8)における処遇の基準等や各施設の特性に応じた活用方法を検討するため、全国の保護観察所長による会議において、自立準備ホーム(※8)の効果的な活用方法等について、1対象者の種別、2処遇の難易、3支援ニーズ等の観点から検討協議した。(再掲)	A		引き続き、多様な事業者の参入状況を把握する。				
		・6都道府県での更生保護就労支援モデル事業の効果検証 ・更生保護就労支援モデル事業の更なる充実策の検討・実施	・更生保護就労支援モデル事業(※17)の効果検証を行い、平成24年度の就職率が75.0%、職場定着率が75.2%とそれぞれ高水準であることが確認できたため、事業を順次展開してこととした。	A		効果的な就労支援を実施する。				

※ 実施の状況については、「A:実施(工程表どおり全て実施した)、B:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できなかった)、C:未実施(工程表の施策が実施できなかった)、D:その他(工程表の施策の実施を断念したなど)」とする。

- ※ 1 法務省式ケースアセスメントツール … 再犯・再非行の要因や教育上の必要性等を把握するために、法務省において開発した調査方式。
- ※ 2 チームティーチング … 複数の教官がチームを作り、協力してきめ細やかな授業等を行う指導方法。
- ※ 3 処遇課程 … 少年院において、在院者の特性に応じた効果的な矯正教育を実施するために設けられている各処遇のコースのこと。
- ※ 4 教育課程 … 在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画。
- ※ 5 個別的処遇計画 … 個々の対象者に対する具体的な処遇の個別化を徹底するため、各施設の教育課程を基に在院者ごとに作成する処遇の計画。
- ※ 6 成績評価 … 個別的処遇計画に基づく在院者の目標の達成度の確認、教育の内容及び方法の妥当性の検証をし、個別的処遇計画の効果的な運用と在院者の社会復帰への動機付けを図ることを目的として行う評価。
- ※ 8 更生保護施設 … 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。
- ※ 7 自立準備ホーム … NPO法人等が国からの委託を受けて刑務所出所者等に対し提供する宿泊場所。
- ※ 8 特別調整 … 高齢又は障害により自立困難で住居もない入所受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター(※11参照)が連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続
- ※ 9 地域生活定着支援センター … 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める支援機関。
- ※10 更生緊急保護 … 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助を受けることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。
- ※11 刑務所出所者等総合的就労支援対策 … 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関が強固な連携体制を構築した上で、刑務所出所者等に対して効果的な就労支援を行うもの。
- ※12 暴力追放運動推進センター … 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与することを目的として各都道府県公安委員会が指定する。
- ※13 自助グループ … なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。
- ※14 自立更生促進センター … 刑務所出所者等を一時的に受け入れる、国が設置した宿泊場所。狭義には入所者の特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するもの。
- ※15 就業支援センター … 自立更生促進センターのうち、主として農業等の職業訓練を行うもの。
- ※16 更生保護就労支援モデル事業 … 民間のノウハウを生かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな就労支援を行う保護観察所の事業。
- ※17 更生保護サポートセンター … 地域における保護司活動の拠点。